

答 申 第 33 号

平成 25 年 12 月 4 日

兵庫県教育委員会

委員長 山 口 徹 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定に
ついて（答申）

平成 25 年 5 月 16 日付け諮問第 1 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成 24 年度に実施された兵庫県立図書館協議会委員の公募に係る応募作文

答 申

第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 25 年 4 月 17 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 25 年 4 月 24 日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 25 年 5 月 10 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った（以下「本件異議申立て」という。）。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、平成 24 年度に実施された兵庫県立図書館協議会委員の公募に係る応募作文である（以下「本件対象公文書」という。）。

5 諮問

平成 25 年 5 月 16 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件対象公文書を、個人情報と判断される部分

を抹消した上で、公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書で述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 実施機関は、本件対象公文書に記載された情報について、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。」というが、そのようなケースを想定することは困難である。作文のテーマは「県立図書館に期待される役割について～現状と課題～」であるので、個人的な事柄がその文章の大部分を占めるとは到底思われない。仮にそのような箇所があればその部分を抹消して公開すればよい。

また、実施機関は、「個人の人格と密接にかかわる情報」が含まれているというが、それは何を指すのか。「人格」という抽象的で範囲を特定できない概念の言葉を用いて非公開の理由とすることは妥当でない。書面で個人の見解・意見・提言等を述べたら、それらは全て「人格」とかかわるものという判断になりかねない。

(2) 実施機関は、本件対象公文書に記載された情報について、「公にすることにより、県立図書館において2年ごとに行う公募委員の適正な選考手続に支障を及ぼすおそれがある。」というが、既に選考作業が終了し公募委員も決定した段階で、作文を公開することが、なぜ以後の選考手続に支障を及ぼすのか理解できない。

作文の内容を公開した場合、かえって県立図書館に対する真摯な論考として利用者の注目を引く点からして図書館の利益にかなうものである。

さらに、公募委員選考が公正なものであることを示す情報の一つとなり、公立図書館協議会制度に対する一般社会の理解と関心を得ることにつながることで、図書館にとっての利点がある。

第4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、兵庫県立図書館協議会委員の公募において、応募者が、「県立図書館に期待される役割について～現状と課題～」というテーマについて、それぞれの立場や経歴・経験に基づき、各自の考えを表現した

作文であり、多岐にわたる提案や意見が記載されている。

2 非公開理由について

(1) 条例第6条第1号該当性

本件対象公文書には、個人の人格と密接に結びついている情報や未公表の個人識別性のある情報が含まれており、人格・信条等が伺い知れる内容となっている。

また、本件対象公文書は、公開されないことを前提にして応募者に作成していただいたものであり、これを公開することになれば、応募者は嫌な思いをすることが通常である。

よって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号の規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第6条第6号該当性

本件対象公文書のうち、公募委員に選考された者の作文を公開すると、今後、公募委員の選考をする際に、応募者がそれらの作文を模倣することにより、同じような内容、構成及び表現の作文が作成されることが想定される。それでは、応募者に求められる柔軟で独創的な発想や思考力を反映した作文が望めなくなり、公募委員の選考の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。

また、本件対象公文書は、公開されないことを前提にして応募者に作成していただいたものであり、これを公開することになれば、各応募者が県立図書館に対し不信感を抱くこととなる結果、協力を得られなくなるおそれがある。

よって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第6号の規定する「公にすることにより、県（県立図書館）が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件の経緯等について

(1) 兵庫県立図書館協議会の委員公募について

兵庫県立図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるこ

とを目的として、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条及び兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年兵庫県条例第 31 号）第 8 条に基づき、設置された機関である。

同協議会の委員は 15 名以内、任期 2 年であるが、委員の一部については、県民の意見を審議に反映させるため、公募委員として広く県民から公募しているところである。

(2) 本件に係る委員の公募について

平成 24 年度実施の県立図書館協議会委員公募の案内において、応募者は、氏名、職業、年齢、住所、興味分野等を記入した「兵庫県立図書館協議会公募委員・応募用紙」と「県立図書館に期待される役割について～現状と課題～」をテーマとした作文を提出することが求められていた。

また、応募用紙様式の最下部には、注記として、作文提出を求める文言に続き、「上記の内容については、公募委員の選考以外には一切使いません。」という文言が記載されていた。

この公募に対し、一般県民 20 名から応募があり、選考（書類審査及び面接）が行われた。

(3) 本件公開請求及び決定について

異議申立人は、上記の公募、選考に対して、応募者が提出した作文（全員分）、選考要領等の公文書を公開請求したが、実施機関は、作文（本件対象公文書）について非公開決定、その他について公開決定を行ったものである。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書は条例第 6 条第 1 号及び第 6 号に該当すると主張するので、以下検討する。

(1) 条例第 6 条第 1 号及び第 6 号について

ア 条例第 6 条第 1 号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非公開とすることを定めている。

また、同号は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報も非公開としている。これは、カルテ、反省文等個人の人格と密接にかかわる情報など、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非公開とするというものである。

イ 条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすることを定めている。

ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するには、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 本件対象公文書の条例第6条第6号該当性について

ア 本件対象公文書は、応募者が県立図書館に対する意見、批判、要望、提案あるいは自己の経験や感想を綴った作文である。一県民の立場で、公募委員への就任を希望して作成したものであって、自らの考えを公表しようとしたものではない。この場合、応募者は、自らの作文が選考以外に使用されることや、一般に公開されることは予想していないのが通常であると考えられる。

イ これに加えて、本件では、上記1(2)で述べたとおり、応募用紙の最下部に、公募委員の選考以外には一切使わない旨を注記している。選考要領等には公開しないという明確な規定はないものの、応募用紙にこのような注記があることから、作文は公開されることはないと思募者が考えたとしても不自然ではない。

ウ 以上から、応募者は公開されないことを前提に作文を書いていると考えられるため、本件対象公文書を公開すれば、県立図書館に対する信頼が失われ、その結果、県立図書館が今後行う委員公募等に支障の生じるおそれがある。

エ よって、本件対象公文書は、公にすれば県立図書館の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第6号に該当すると認められる。

(3) 本件対象公文書の条例第6条第1号該当性について

ア 本件対象公文書の中には、応募者が氏名や住所を記載したものがある。応募者の氏名や住所といった情報が条例第6条第1号に該当することは明らかである。

イ 本件対象公文書は、その内容・性格は上記(2)アのとおりであって、応募者は公開されることはないと考え、自己の経験や信条等に基づく意見や提案等を自由な発想で述べたものであり、応募者自身の思想、信条がその全体に表現されている。したがって、本件対象公文書は、

氏名や住所といった個人の識別性のある部分を除いたとしても、公開すれば、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがあると考えられる。

ウ よって、本件対象公文書は、条例第6条第1号にも該当するということができる。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 25 年 5 月 17 日	・ 諮問書の受領
平成 25 年 5 月 30 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 25 年 6 月 19 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 25 年 10 月 28 日 第 2 部会 (第 25 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 11 月 29 日 第 2 部会 (第 26 回)	・ 審議
平成 25 年 12 月 4 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久
委 員 梶 山 卓 司
委 員 中 西 一 人
委 員 前 田 雅 子
委 員 正 木 靖 子